

衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第216回国会】令和6年12月17日（火）、第7回の委員会が開かれました。

- 1 ①政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外10名提出、衆法第2号）
 - ②政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出、衆法第6号）
 - ③政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外7名提出、衆法第9号）
 - ④政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外9名提出、衆法第10号）
 - ⑤政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外3名提出、衆法第11号）
 - ⑥政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外2名提出、衆法第12号）
 - ⑦政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外7名提出、衆法第13号）
- ・各案及び②に対する修正案について、提出者小泉進次郎君（自民）、国光あやの君（自民）、長谷川淳二君（自民）、奥野総一郎君（立憲）、本庄知史君（立憲）、青柳仁士君（維新）、池下卓君（維新）、臼木秀剛君（国民）、中川康洋君（公明）、緒方林太郎君（有志）及び修正案提出者小泉進次郎君（自民）並びに政府参考人及び国立国会図書館当局に対し質疑を行い、①②⑤及び②に対する修正案について質疑を終局しました。
 - ・委員外議員（鈴木敦君（参政）及び河村たかし君（保守））の発言について協議決定しました。
 - ・②に対し、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴取したところ、村上総務大臣から「特に異議はない」旨の発言がありました。
 - ・①②⑤及び②に対する修正案に対し、塩崎彰久君（自民）、鎌田さゆり君（立憲）、金村龍那君（維新）、福田玄君（国民）、山口良治君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）及び福島伸享君（有志）が討論を行いました。
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産 反対－有志）
 - ・②に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明 反対－れ新、共産、有志）
 - ・②に対する修正案を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明 反対－れ新、共産、有志）
 - ・⑤について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、有志 反対－れ新、共産）
（質疑者）長谷川淳二君（自民）、小泉進次郎君（自民）、櫻井周君（立憲）、池下卓君（維新）、長友慎治君（国民）、中川康洋君（公明）、高井崇志君（れ新）、福島伸享君（有志）、鈴木敦君（参政）、河村たかし君（保守）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

長谷川淳二君（自民）

- (1) 衆法第6号における収支報告書のデータベースによる情報提供については個人寄附者及び個人のパーティー対価支払者に係るものを除くとしているが、これは衆法第13号における個人寄附者等に係る部分を除くとするものと考え方は同じものか否かの確認
- (2) 衆法第11号
 - ア 改正政治資金規正法（令和6年法律第64号）を踏まえた政治資金適正化委員会における登録政治資金監査人の業務拡大に向けた取組状況
 - イ 様々な課題を今後も検討し続けることがプログラム法の具体化にとって必要であるとの意見に対する衆法第11号提出者（国民及び公明）の見解

小泉進次郎君（自民）

- (1) 維新版政治改革大綱
 - ア 新執行部体制における1月に策定された維新版政治改革大綱の位置付け
 - イ 維新版政治改革大綱の修正あるいは改訂を行う考えの有無
- (2) 企業・団体献金
 - ア 野田立憲民主党代表と同様に、法律案の成否にかかわらず立憲民主党として企業・団体献金を受領しないことについて衆法第10号提出者（立憲）への確認
 - イ 野田立憲民主党代表が企業・団体献金を受領しないのは個人としての判断であり、党全体の判断ではないことの衆法第10号提出者（立憲）への確認
 - ウ 民主党が掲げていた企業・団体献金の全面禁止を政権交代後に撤回したことに鑑み、企業・団体献金の取扱いについて今後柔軟に対応する必要性について衆法第10号提出者（立憲）への確認

櫻井周君（立憲）

- (1) 衆法第6号による収支報告書に係るデータベースを用いた公表における公職の候補者が複数の政治団体と関係している場合の名寄せの可否
- (2) 衆法第6号において、外国人等による政治資金パーティーの対価支払に対して罰則を設けなかった理由
- (3) 政治資金監視委員会（衆法第11号）
 - ア 法律案提出者（公明）が想定する政治資金監視委員会の事務局の体制
 - イ 収支報告書について総務省が行っている審査の内容
 - ウ 政治資金監視委員会が行う監視の内容、監視が十分ではなかったことが後に判明した場合における政治資金監視委員会の責任及び監視の実効性を担保するための方策
 - エ 収支報告書の公表から全ての対象団体の監視を終えるまでに要する期間
 - オ 「当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置」（第9条第2項）の内容、実効性を担保するための方策及び法令違反の疑いを発見した場合の対応方法
 - カ 国会に設置される機関として政治家からの独立性をどのように確保するのかについての法律案提出者（国民）の所見

池下卓君（維新）

- (1) 企業・団体献金
 - ア 石破内閣総理大臣が示した企業・団体献金の禁止が憲法第21条に抵触する旨の見解と政府統一見解（「企業・団体献金の禁止と憲法第21条との関係について」（令和6年12月16日・総務省））との矛盾についての法律案提出者（自民）の所見
 - イ 企業・団体献金を行わなくても、企業・団体が意見を表明し政策を提言する自由は保障されているとの考えに対する法律案提出者（立憲及び有志）の所見
- (2) 政治資金の透明化を向上させるため、会計帳簿に複式簿記を採用する必要性
- (3) 会計帳簿への複式簿記の採用及び政治資金委員会による監視の内容に関する法律案提出者（公明及び国民）の所見
- (4) 政党本部、政治資金団体の収支報告書に国会議員関係政治団体と同等の公開基準を適用する又は第三者機関による5万円未満の支出を含む全ての支出と収入についての監査を導入する必要性についての法律案提出者（国民）の所見

長友慎治君（国民）

- (1) 政策活動費による支出の一部を非公開とすることについて、世論調査から国民の理解を得るのは難しいという結果が出たことについての法律案提出者（自民）の見解
- (2) 民主党が企業・団体献金の自粛をやめ、受領を再開したことに対する立憲民主党の総括及び同じことを繰り返す懸念の議論の有無についての法律案提出者（立憲）の見解
- (3) 当時民主党に所属していた有志の会所属議員の受領再開についての法律案提出者（有志）の見解
- (4) 政党交付金の交付停止制度について、衆法第 12 号、衆法第 6 号の修正案及び衆法第 13 号の内容に違いがあるのかについての修正案提出者（自民）及び衆法第 13 号提出者（立憲）の見解

中川康洋君（公明）

- (1) 衆法第 11 号について、これまでの議論を踏まえた各法律案提出者（自民、立憲、維新及び有志）の見解
- (2) 衆法第 10 号
 - ア 企業・団体献金のあるべき姿について、有識者や利害関係者の意見の聴取が大事であり、第三者機関に議論を委ねることも有効な手段の一つであるとの意見に対する衆法第 10 号提出者（立憲）及び法律案提出者（自民）の見解
 - イ 附則第 5 条の罰則の規定の整備についての具体的な内容に関する法律案提出者（立憲）の見解
 - ウ 附則第 6 条の政党交付金の総額削減について、立憲民主党の財政構造は政党交付金の占める割合が非常に高いことに伴う実現可能性への疑問に対しての見解及び実現可能性がある場合の具体的なイメージ

高井崇志君（れ新）

- (1) 「企業・団体献金の禁止と憲法第 21 条との関係について」（令和 6 年 12 月 16 日・総務省）の政府統一見解の提出が本日朝になった理由について総務省及び内閣法制局への確認
- (2) 衆法第 11 号
 - ア 公明党が第三者機関をいわゆる三条委員会とすることを諦めた理由
 - イ 立憲民主党及び日本維新の会が衆法第 11 号に賛成する理由
- (3) 政治資金パーティーそのものを禁止すべきだという意見及び政治資金パーティーの対価の支払を禁止される外国人から特例日本法人除外をする法案に賛成すべきではないという意見に対する各法律案提出者（立憲及び維新）の見解
- (4) 少数政党に配慮した政党交付金の配分の在り方に対する各法律案提出者（維新、国民及び公明）の見解

福島伸享君（有志）

- (1) 衆法第 6 号
 - ア 本法律案における政治資金規正法第 14 条第 3 項の政党支部への適用の有無
 - イ 政党支部に対し収支報告書のオンライン提出を義務付けないことは大きな穴であり、この穴を塞がない理由
 - ウ 本法律案に立憲民主党が賛成する理由
 - エ 現行制度においても公開方法工夫支出に該当する支出を委託費として支出することが可能と考えることに対する修正案提出者（自民）の見解
 - オ 委託費として個人に支出することでその先の支出は公開されないことが法的に可能と考えることに対する修正案提出者（自民）の見解

(2) 衆法第10号

ア 本法律案における企業・団体献金に係る規定に関し指摘を受けている点を修正して幅広く賛同を得られる法律案を提出すべきとの意見に対する法律案提出者（立憲）の所見

イ 本法律案に対する懸念が解消されれば賛成の余地があるか否かについての各法律案提出者（維新及び国民）の所見

(3) 企業・団体献金、政策活動費及び第三者機関に関する議論を踏まえた法律案提出者（有志）の所感

鈴木敦君（参政）

(1) 各党から提出している法律案を1本に収れんさせるべきとの意見に対する法律案提出者（自民及び立憲）の見解

(2) 企業・団体献金を受領した額に応じた政党交付金の減額についての法律案提出者（自民）の見解

河村たかし君（保守）

(1) 諸外国における現金による寄附禁止についての国立国会図書館への確認

(2) 旧文書通信交通滞在費（調査研究広報滞在費）の支出を電子決済により行うべきとの意見に対する立憲民主党の検討状況

(3) 公開性を高めるため政治資金の支出をQRコード等の電子決済により行うべきとの意見に対する法律案提出者（自民）の見解

塩川鉄也君（共産）

政治資金規正法の企業・団体献金の規制に係る歴史的経緯について法律案提出者（自民）の見解

ア 1975年の法改正で企業・団体献金に対し補助金等を受けている会社、赤字会社及び外国法人等からの献金禁止などの質的制限を加えた理由

イ 上記について企業・団体献金が不明朗な政治活動等につながることを未然に防止をする措置として質的制限が行われたとの見解に対する回答

ウ 1975年の法改正で企業・団体献金の上限を設ける量的制限を加えた理由

エ 1994年の法改正で企業・団体献金の受領者及び献金先を制限した理由

オ 上記の回答について政策本位とした理由及び個人ではなく政策本位とした趣旨並びに政治家個人が献金を受けることを制限する理由

カ 1999年の法改正で資金管理団体の企業・団体献金を禁止とする受領者を制限した理由

キ これまでの立法府における企業・団体献金禁止の議論の積み重ねに関する所感

ク これまでの企業・団体献金の規制措置の積み重ねそのものが、企業・団体献金による腐敗や癒着の実態を示しているとの所見についての回答